

募集

令和7年度 大分県防災士養成研修を開催します

【申込・問い合わせ】
防災危機管理室 担当:高橋
☎0972-82-9500

- 【日時】 令和7年9月27日(土)・28日(日) ※2日間
研修当日の受付時間等、詳細については、受講決定者本人へ後日通知。
- 【会場】 佐伯市消防本部
- 【対象者】 資格取得後、津久見市防災士会に入会し、防災士として津久見市内で活動できる方
- 【定員】 10名 ※先着順(定員に達した場合はご了承ください)
- 【受講費用】 個人負担なし
- 【申込期間】 令和7年7月7日(月)～令和7年7月25日(金)
- 【申込方法】 ①電話受付 0972-82-9500(氏名・住所・連絡先等の確認)
②直接申込 市役所2階 防災危機管理室まで
※受講決定者には、研修前後に普通救命講習を受講していただきます。



《申込にあたっての注意事項》

- ・ 2日間の研修を受講された方のみ、最終日に行われる防災士資格試験を受験できます。どちらか1日のみの受講では、防災士資格試験は受験できません。
- ・ 気象状況(台風)等によっては研修会の開催を延期する場合があります。
- ・ ご不明な点がございましたら、上記担当までお問い合わせください。

お知らせ

令和7年度 津久見観劇会 会員募集のご案内

問 津久見観劇会事務局
教育委員会 生涯学習課
☎0972-82-9528

津久見観劇会は、昭和48年の発足以来「地域住民の文化意識の高揚に努め地域文化の振興発展に寄与すること」を目的に活動を続けてきました。文化のふれあいによる楽しさや感動とともに、人生を豊かにする想像力を育ててみませんか?地域・職場・お友だちとお誘い合わせのうえ、ぜひご入会ください!今年度は、以下の3事業の開催を予定しています。

今年度の開催事業 ※会場はいずれも津久見市民会館大ホール

- ◆令和7年9月21日(日) 開演14時～ 「錦野旦55周年メモリアルコンサートin津久見」
- ◆令和8年2月 1日(日) 開演14時～ 「劇団とんぼ座公演」
- ◆令和8年2月21日(土) 開演14時～ 「おんがくのアーティスト・イン・レジデンス 津久見コンサート」

会員募集について ※電話や郵送でも受け付けています。

- ◆年会費4,000円・入会金200円(入会金は初年度のみ、次年度からは自動継続)
- ◆特典・・・津久見観劇会主催の事業はすべて無料です。(会員券は公演前に配布します)

☆この会は舞台芸術をより多くの方々に鑑賞していただくため、津久見市より助成を受けて低料金で提供しています。

**7月12日・13日
保戸島夏祭りが開催されます**

今年も加茂神社の夏季大祭である「保戸島夏祭り」が2日間にわたって行われます。

神楽奉納や子どもたちによる魚のつかみ取り、花火の打ち上げなどが予定されています。

祭りの二日目には、神輿をかついで海に入っていくという勇壮な姿を見ることができます。

○日程

令和7年7月12日(土)・13日(日)



▲プログラムを市ホームページで公開中です

**観戦無料開放デー！
プロ野球チーム「大分B-リングス」
公式戦開催！**

○日程

7月21日(月・祝) 14時プレイボール

○対戦相手

宮崎サンシャインズ

○会場

太平洋セメント津久見スタジアム

※天候によっては試合を中止する場合がございます。あらかじめご了承ください。

◆問い合わせ

生涯学習課 ☎0972-82-9527



▲詳しくはホームページをご覧ください。

**津久見市公共施設里親制度(アダプト・プログラム)
新たに活動いただける企業や団体等を募集します**

アダプト・プログラムとは、市民等のボランティアによる環境美化活動を市が支援する制度です。アダプトとは英語で「〇〇を養子にする」という意味で、市内の公園、道路、河川などの公共の場所を養子に見立て、地元の住民や企業・団体が里親となって養子(公共の場所)の美化(清掃活動等)を行っているものです。市民と市が互いに役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで環境美化活動を推進しています。

詳細は、下記の問い合わせ先にお気軽にご連絡ください。

【活動内容】 市内指定区域の清掃活動(ゴミ袋は支給しています)

【支援内容】 ゴミ袋の支給、活動表示板(アダプトサイン)の設置等

【令和6年度の活動団体】

- 株式会社戸高鉱業社
- 津久見少年野球部
- 家庭倫理の会津久見市
- 津久見ライオンズクラブ
- 株式会社中津留組
- 大分県建設業協会青年部会津久見支部
- 古手川産業株式会社
- 千怒サッカースポーツ少年団
- 一般社団法人なごり雪の会

【各団体等の活動風景】



◀津久見少年野球部



◀千怒サッカースポーツ少年団

●問い合わせ 経営政策課 秘書政策・統計班 ☎0972-82-9510

国民健康保険からのお知らせ

■ 令和7年度 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせをお送りします

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（もしくは資格確認書・資格情報のお知らせ）は、有効期限が**令和7年7月31日まで**となっています。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書（有効期限令和8年7月31日）を7月中旬に簡易書留郵便でお送りしますので、令和7年8月1日以降は新しい資格確認書をご使用ください。マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを7月中旬に普通郵便でお送りしますので、令和7年8月1日以降はマイナ保険証をご使用ください。

■ 国民健康保険特定疾病受療証をお送りします

現在発行しております国民健康保険特定疾病受療証は、有効期限が**令和7年7月31日まで**となっております。令和7年7月下旬に新たな有効期限（令和7年8月1日から令和8年7月31日まで）の国民健康保険特定疾病受療証を普通郵便にてお送りします。この受療証は自動更新ですので、手続き等は必要ありません。

■ 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証をご存知ですか？

入院される（された）場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。認定証は入院のみではなく外来受診でも適用されます。窓口での支払限度額は高額療養費の限度額となります。

マイナ保険証（※）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

※電子資格確認に利用される個人番号カードをいいます。

＼限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が発行できる方／

- ・ 70歳未満の方
- ・ 70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の方
- ・ 70歳以上75歳未満の現役並み所得（課税所得145万～689万円）の方

差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません

【申請に必要なもの】

- ①保険証(資格確認書・資格情報のお知らせ)
- ②窓口に来られる方の本人確認書類
- ③世帯主と限度額適用認定証が必要な方のマイナンバーのわかるもの

※ 既に交付済の方は、有効期限が令和7年7月31日までとなっておりますので、マイナ保険証をお持ちでない方で8月以降も限度額適用認定証が必要な方は、再度申請が必要となります。8月以降分につきましては、7月17日(木)から発行できます。

マイナ保険証をお持ちの方でも直近12か月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途手続きが必要です。

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払いとなりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。限度額や高額療養費の有無については健康推進課国保年金班までお問い合わせください。

【問い合わせ】 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

◆ 令和7年度 保険料額決定通知書等の送付について

令和7年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。
 保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

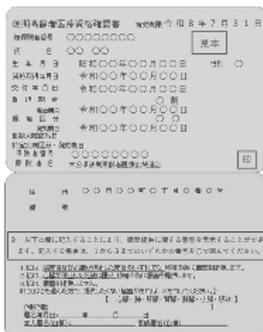
- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	普通徴収額	特別徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			

通知書に
記載があります

◆ 新しい資格確認書の送付について

現在お持ちの緑色の被保険者証、または資格確認書は、7月末で有効期限が切れます。
 8月以降ご使用いただく資格確認書を健康推進課から、7月中旬にお送りします。



- 新しい資格確認書は、書留郵便にてお送りします。
 8月以降は、新しい資格確認書をご使用ください。
- 新しい資格確認書は桃色で、有効期限は、令和8年7月31日です。
- 「一部負担金の割合」は、令和6年中の所得に基づいて判定しています。
- 資格確認書は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 資格確認書は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。
- マイナ保険証を利用可能な方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

◆ 「限度額適用認定」及び「限度額適用・標準負担額減額認定」について

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は令和6年12月2日をもって新規発行が停止され、マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書の運用に移行しました。マイナ保険証、または適用区分を併記した資格確認書を利用することで、医療費が限度額までの負担となります。

【適用区分の併記について】

適用区分を資格確認書に併記するには申請が必要です。ただし、令和6年12月2日以前に認定証の交付を受けている方、12月2日以降に資格確認書への適用区分の併記を申請された方は、交付する資格確認書に適用区分が併記されています。

申請先はお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口（津久見市は健康推進課）です。申請方法など詳細は、健康推進課にお問い合わせください。

◆ 保険料の減免について

災害や失業など特別な事情で保険料の納付が著しく困難となった場合は、申請により保険料が減免される場合がありますので、県後期高齢者医療広域連合又は健康推進課にお問い合わせください。

【申請窓口】津久見市 健康推進課 国保年金班 ☎0972-82-4147

【問い合わせ】大分県後期高齢者医療広域連合 事業課 賦課・資格管理係 ☎097-534-1771(代表)

地方創生伴走支援について

地方創生伴走支援制度は、国が地方創生2.0を推進するため、国の複数の職員が、現在の職務を行いつつ、チーム制により1つの市町村を担当し、職務経験等を活かして地域課題の把握や施策立案等の助言等を行うために、令和7年度から新たに設けられた制度で、任期は1年間となっております。

大分県内では津久見市が唯一選定され、農林水産省の井迫亮太さん、防衛省の戸塚真美さん、文部科学省の能見駿一郎さんがチームとなって支援をいただきます。6月6日から6月8日にかけて、津久見市の現地に入っただき、市内視察やオブザーバーとして総合計画・総合戦略策定のためのワークショップ等に参加していただきました。

今後もオンラインや現地訪問により課題の共有や整理、協議を行い、市の取組に活かしていきます。



農林水産省
井迫亮太さん



防衛省
戸塚真美さん



文部科学省
能見駿一郎さん



現地視察を実施

【問い合わせ】 経営政策課 ☎0972-82-9510

令和7年度「地域懇談会」を実施します

市長が各地域で意見交換を行う地域懇談会を以下の日程で実施します。

日	時	会 場	対象区域
済 5月30日(金)	19時～20時30分	市民会館1階会議室	全域
7月29日(火)	10時～11時30分	保戸島地区集会所	保戸島1～3区
7月31日(木)	19時～20時30分	徳浦公民館	徳浦区・堅浦区
8月 5日(火)	19時～20時30分	日見公民館	日見区・福良区・網代区 江ノ浦区・赤崎区
8月 7日(木)	19時～20時30分	落ノ浦地区集会所	四浦1～6区
8月19日(火)	9時30分～11時	無垢島地区集会所	無垢島区
	19時～20時30分	長目公民館	長目区
8月27日(水)	19時～20時30分	青江公民館	警固屋区・入船区・川上区 青江区・川内区・畑区
8月29日(金)	19時～20時30分	市民会館1階会議室	全域(千怒区・岩屋区 宮本区・彦ノ内区・中田区 西ノ内区を含む)

※それぞれの日程について対象区域を設定していますが、他の地区からも参加可能です。

【問い合わせ】 総務課 地域コミュニティ班 ☎0972-82-9500

◆公営住宅入居者募集

①通常募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営たちばな	3DK	3階	18,200～35,800
市営岩屋口C	2DK	1階	14,800～29,000

②随時・みなし特定公共賃貸住宅募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営長野B	3DK	4階	9,900～19,400
市営岩屋口A	3DK	2階	17,900～35,200
		3階	
		3階	18,500～36,300
市営岩屋口B	3DK	3階	18,600～36,600
市営さかえ	3DK	3階	19,600～38,500
市営千怒B	3DK	1階	9,000～17,800
		1階	
市営たちばな	3DK	5階	18,200～35,800

■募集締切

通常募集：7月1日(火)～7月15日(火)
随時・みなし特公賃：入居が決まり次第終了

■入居可能日 市営 令和7年8月中

■敷金 家賃3ヵ月分

※連帯保証人1名または法人保証、緊急連絡先が必要です。

※6月の市報で募集し応募が無かった部屋については、上記の内容で再度募集します。

■申込・問い合わせ

津久見市営住宅管理センター（市役所3階）
TEL 0972-83-8130

◆「ガーデニング講習」の受講者募集

厚生労働省大分労働局委託事業

【対象者】

60歳以上で、シルバー人材センターの新規会員として就業を目指す方

【日時】

7月31日(木) 10:00～15:00

8月1日(金) 10:00～15:30

※日程等が変更になる場合があります。

【場所】 臼津地域シルバー人材センター

【募集人数】 8人(事前申し込みが必要です)

【申込期限】 7月17日(木)まで

【参加費】 無料

■申込・問い合わせ

公益社団法人

臼津地域シルバー人材センター津久見事務所

☎0972-82-3805

◆地籍調査を実施します

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界を確認し、正しい位置、地目、面積などを明確にするものです。土地の売買時や、迅速な災害復旧など皆様の貴重な財産を守るための重要な調査として事業を進めております。

今年度は、中町の閲覧、小園町の測量、上青江の一部(長野)の立会を実施予定です。事業推進にあたり、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

■問い合わせ まちづくり課 都市計画班

☎0972-82-9515

年金だより

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けずに保険料の納め忘れがあると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。

手続きは、住民登録をしている市町村の年金担当窓口または年金事務所にて行ってください。申請書は年金事務所または、市役所の健康推進課窓口にて備え付けてあります。

令和7年度の免除等の受付は、令和7年7月1日から開始され、令和7年7月から令和8年6月までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。

※納期限から2年経過していない未納期間についても免除申請ができます。

※マイナンバーを利用してマイナポータルによる国民年金保険料免除の電子申請もできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までお問合せください。

日本年金機構

検索



【問い合わせ】

佐伯年金事務所

☎0972-22-1970

津久見市健康推進課

国保年金班

☎0972-82-4111

内線132

津久見市電動式生ごみ処理機の購入助成について

【申込・問い合わせ】
環境保全課 ☎0972-82-9513

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用電動式生ごみ処理機を市内の販売店で購入し設置する方に対して、購入費用の一部を助成します。

■助成対象者

- ・津久見市に住所を有し、かつ居住している方（事業者等を除く）
- ・購入した処理機を設置し適正に維持管理できる方

■助成金額

- ・購入金額（税込）の2分の1以内で、20,000円を上限
- ※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
※補助対象となるのは、生ごみ処理機の「本体価格のみ」になります。
※対象となる購入台数は1世帯あたり1基のみです。

■申請方法

申請につきまして、以下の手順となります。

- ①市内の販売店にて、見積書及びカタログ（コピー可）をもらう。
 - ②申請書、見積書及びカタログ（コピー可）を環境保全課へ提出。
 - ③審査後、環境保全課より交付決定通知書を送付。
 - ④交付決定通知書が届いたら、津久見市内の販売店にて購入。
 - ⑤請求書、決定通知書（写し）及び領収書（写し）を環境保全課へ提出。
 - ⑥約1か月後、助成金が指定口座へ振り込まれる。
- ※申請書は環境保全課の窓口及び各出張所で配布しています。
（ホームページからもダウンロードできます。）

購入する前に
申請をお願いします！

■申請先 〒879-2435 津久見市宮本町20番15号 津久見市環境保全課

※郵送の場合は申請書を見積書及びカタログ（コピー可）とともに、環境保全課へお送りください。

※ファックスやメールでの受付は行っていませんのでご注意ください。

■申請期間 令和7年8月1日（金）から令和8年2月27日（金）まで【必着】

■注意事項

- ・交付決定前に購入した場合は、補助対象外となります。
- ・津久見市内の販売店で購入するものが、補助対象となります。
- ・先着順で受付をし、予算額に到達した時点で終了といたします。

農業用廃プラスチック類を回収します

肥料袋や農薬ボトルなどの農業用廃プラスチック類は法律で「産業廃棄物」と定められています。農業用廃プラスチック類の回収を行いますので、種類ごとに分けて梱包し、持ち込みをお願いします。

なお、回収費は有料（50円/kg）です。

◆日時 7月16日（水）8：30～12：00 ※雨天の場合も回収

◆場所 JAおおいた県南柑橘選果場

※以下のものは回収できません

- ・金属、木材、ガラスが含まれるもの ・ラベルをはがしていない農薬容器 ・1メートルを超える塩ビパイプ
- ・家庭用の粗大ごみ、プラスチック等 ・梱包の仕方が悪いもの
- ・フタをはずして金具を取っていないハーベストオイルの容器

【問い合わせ】 県南柑橘選果場 ☎0972-82-1717

市民会館食堂内の「多目的室」「厨房」を貸し出します

【申込・問い合わせ】
市民会館 ☎0972-82-5265

市民会館の食堂としての使用がない期間に限り、食堂内のスペースを「多目的室」と「厨房」に分けて、時間単位で貸し出します。

少人数の会議やグループでの学習会、飲み物などの加熱、食後の洗浄作業などの目的でご利用いただけます。

■対象施設

区 分	使用料	備 考
多 目 的 室	1時間 495円	収容人数 14人 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の50%相当額を徴収します。
厨 房	1時間 110円	水栓、ガス器具(加熱行為のみ)、冷蔵庫の使用

■利用開始日

令和7年8月1日(金)

■利用申込

市民会館の窓口または電話(☎0972-82-5265)で予約を受け付けます。

【予約開始日】7月22日(火) 午前9時から

■利用時間

午前9時～午後10時

■注意事項

- ・食堂としての使用がある場合は、貸し出し出来ません。
- ・使用許可時間を30分超過した場合は1時間とみなします。
- ・厨房の使用には、事前の説明を行います。
- ・ごみはお持ち帰りください。

成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症や知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で心配ごとを抱えたり、困りごとが起こったりすることがあります。

そんな方たちが、安心して暮らせるように、本人の意思を尊重しながら、生活や財産を守り、契約を代行に行うなど、さまざまな法的支援を行う制度です。

成年後見制度には、将来判断能力の低下に備える「任意後見制度」と、既に判断能力が不十分な人を支援する「法定後見制度」の2種類があります。

◆どんなことをしてくれるの？

- ・書類の確認や手続き
- ・通帳の保管や支払い
- ・入院、施設入所の契約手続き
- ・福祉サービス利用のための手続き
- ・定期的な訪問や見守り
- など

ご本人の想いを大切にしながら、色々な手続きを行います！



◆成年後見制度を利用するにはどうしたらいいの？

まずは、成年後見制度相談センター(社会福祉協議会 ☎0972-82-5000)へご相談を！



津久見市の歴史文化等から関連文化財群について考える② 津久見市の歴史文化の特性 1 豊かな自然とともに生きる歴史文化

本市の歴史文化の特性を整理した中のひとつです。最初は、先月お知らせした「豊かな自然とともに生きる歴史文化」と「海と山、地域の資源がもたらした歴史文化」の二つに分けて記載していましたが、「自然」という括りで一つにまとめ、このタイトルとしました。

こうした歴史文化の特性は、本市の自然や歴史、文化を知るうえで、地域らしさや地域の特徴を表わすもので、時代を超えて受け継がれてきたものです。本計画では「津久見らしさ」として定義しています。

「豊かな自然とともに生きる歴史文化」

本市は、豊後水道に面した津久見湾と鎮南山・姫岳・碁盤ヶ岳・彦岳といった山々に囲まれた地域で、津久見湾に浮かぶ島々や海に迫る懸崖からは、宇宙や地球の歴史に関わる痕跡が発見されており、大地の歴史を知ることができます。

四浦半島一帯のリアス海岸では、古くから天然の瀬や礁に恵まれ豊かな漁場として漁撈活動を行ってきました。

江戸時代に入ると、市域は白杵藩と佐伯藩の2つに分けられましたが、それぞれの藩の浦方に住む人たちは古代からの伝統漁法を受け継ぎ、特に、佐伯藩領下では、「佐伯の殿様浦でもつ」といわれるように、干鰯の加工のため鰯漁が盛んで魚つき林の保護等や漁場の保全も行ってきたことが知られています。

津久見湾は生産性の高い漁場としてだけではなく、本市に温暖な気候をもたらす海岸部には連続するウバメガシなどの樹林やアコウなどの自生木が育ち、ウバメガシなどは薪炭林や防風林、防潮林などとして今も人々の暮らしを支えています。

本市では温暖な気候を活かしたみかん栽培が古くから行われ、蔵富にある尾崎小ミカン先祖木(国指定天然記念物)はその歴史の長さを伝えています。特に江戸時代以降は豊後国のみかんの主要産地の一つとして白杵藩領の青江地区を中心に栽培されてきました。その後、小みかんから温州や早生温州みかんへと栽培が変わっていきましたが、「津久見みかん」は本市の名産品の一つとなっています。



一方、内陸部にかけては、森林資源や鉱物資源を利用した生活が行われてきました。本市の豊富な森林資源は、樵木(薪)の伐採や炭焼きなどを主とする山稼ぎを支えてきました。

江戸時代には椎茸栽培の始源伝承の一つである鉦目式椎茸栽培法が確立されると、豊後茸山師と呼ばれる人たちが西日本一帯に出かけ椎茸栽培を行うようになります。

鉱物資源としては、阿蘇溶結凝灰岩や石灰岩などが人々に利用されてきました。青江川上流域一帯に分布する阿蘇溶結凝灰岩は灰石とも呼ばれ、古くから石造物などや石材として利用されてきました。海岸部から胡麻柄山・碁盤ヶ岳方面にかけて連なる石灰岩の山塊は、石灰石として、江戸時代終わり頃、小園村で石灰焼きが始められ、大正7年(1918)以降は、セメント工場が進出し、石灰石を原料とした石灰・セメント関連産業が進展し、今も本市の基幹産業の一つとなっています。

そのため、市内の各地域には、自然やその恵みに感謝する素朴な信仰、特徴的な伝統行事が数多く残っており、今に伝えられています。

このように、本市に住む人々は海や山など豊かな自然と共存しながら生活を行っており、そうした生活を支える産業や信仰、伝統行事は、豊かな自然とともに生きてきたことを伝えているのです。

「豊かな自然とともに生きる歴史文化」の関連文化財群としては、

- ・豊かな自然と地形が築き上げた津久見の風土
- ・先人の知恵に学ぶ。みかん農家の人たちが残した歴史遺産 一段々畑とみかん小屋
- ・石灰石がつくりだした歴史文化

を挙げ、それぞれストーリーと構成する文化財をまとめ、歴史文化を活かした文化財の一体的・総合的な保存・活用に繋げていきます。さらに、このことを通して、今まで明らかでなかった新たな価値を見いだすことができ、ストーリーに沿って群(まとめ)として考えていくことで、本市の歴史文化への理解を深め、より身近なものとして伝えていくことが可能となってくるのです。

○問い合わせ

津久見市教育委員会 生涯学習課 地域計画担当
TEL 0972-82-9528/FAX 0972-85-0081

令和7年度 市民図書館企画展 「戦争の記録から学ぶ平和の尊さー戦後80年に寄せてー」を開催します

今年7年(2025)は、戦後80年の節目の年にあたり、連日、テレビや新聞で太平洋戦争末期の沖縄での激しい地上戦のことや、特攻隊員の出撃のことなどが報道されています。

津久見市でも、戦争末期は、保戸島空襲、中津留大尉最後の特攻など、わが国の戦史に残る悲しい出来事が伝えられて来ましたが、戦争の悲劇を知り、平和について考えることは、今に生きる私たちにとって大切なことかもしれません。

この企画展では、市内に記録として残された資料は多くありませんが、今伝えられる資料を紹介していきます。

期 間 / 7月23日(水)～8月24日(日)
※図書館の利用時間と同じ

場 所 / 津久見市民図書館

主 催 / 津久見市・津久見市教育委員会・生涯学習課

内 容 / 戦時下の津久見の歴史
保戸島空襲・中津留大尉最後の特攻ほか

津久見幹部交番からのお知らせ



おおいた夏の事故ゼロ運動

7月10日から7月16日までの間、おおいた夏の事故ゼロ運動が始まります。
夏季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくものです。

◆運動の重点

1 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

ドライバーは、横断歩道に接近する際は減速し、横断しようとする歩行者の有無を確認し、歩行者がいる場合は必ず一時停止して、歩行者優先を徹底しましょう。

2 高齢者と子どもの安全な通行の確保

高齢者や子どもの特性に配慮し、優しいマナーと思いやりのある運転に努めましょう。

ドライバーは病院、高齢者施設、学校の周辺、通学路等では、より一層安全な速度で走行しましょう。

3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車利用者は、乗車用ヘルメット着用が努力義務となっていますので、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

また、令和8年4月から、自転車利用者にも交通反則制度いわゆる「青切符」が導入されますので、交通ルールを守りましょう。

4 すべての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい利用の徹底

後部座席を含むすべての座席でシートベルトを着用しましょう。

子どもたちを守るために、チャイルドシートを正しく利用しましょう。

【問い合わせ】 津久見幹部交番 ☎0972-82-2131

⚠️ 駐車場では必ずバック駐車をお願いします ⚠️

地域社会とともに生きる ⑥

みなさんは、

部落差別問題を

ご存知ですか？

正しい知識と理解を

その6

◇結婚差別事例や被差別部落を

訪問してのふりかえり

これまで、部落差別問題の解決に向けて、結婚差別の事例や実際に被差別部落現地を訪れてのレポート等を掲載してきました。

今日に至っても、部落差別は結婚や就職などの、日々の暮らしの中で差別事件として現れています。そのことが今もなお被差別地区の方たちに、不安な思いや苦しみを持たせているのです。

中でも、子孫に対しては、「対話会」で地区の長老の方が渾身の思いで語った「子孫に同じ苦労、思いをさせたくない。こんな差別が無くなるためなら、死ぬまで、たとえ老骨にむち打ってでも頑張る。どうか、あんたたちも力を貸してほしい。思いを伝えてほしい。」という言葉が、全てを物語っています。

では、その子孫である、現在の

子どもたちのことについてふれてみたいと思います。

◇子どもたちの思いと活動

自分たちが置かれた身の上、生まれた場所(被差別部落)やその出身というだけで差別されるといふ言われもない、筋の通らない差別問題に対して、子どもたちは、強い怒りを感じているとともに、負けたくない思いから、自ら正しい知識を身につけ、胸を張って生きて行くための活動をしています。

その中心となっているのが、「部落解放 高校生・中学生友の会」です。部落問題の解消を進めている運動体や教職員の方などの協力のもと、一堂に会し、ふだん取り組んでいる解放学習の活動などを発表しあい、差別をなくす学習と仲間づくりを深めています。

縁あって、その集いに参加させてもらいました。みんな笑顔が似合う明るい生徒さんたちでした。この笑顔がずっと続くようにあってほしい。

そのために、私たちはどうすべきか・・・

〜次号(その7)につづく〜

イベント

つくみ朝市

コンテナ293号でフリーマーケットを開催しています。♪出店者募集中です。

▼日時 7月13日(日) 9時～

▼場所 つくみ公園内
「コンテナ293号」

▼問い合わせ
つくみ朝市実行委員会(鶴原)
☎090(4352)3801

赤八幡神社夏季祭典

★つくみ港まつり関連行事

毎年7月恒例の赤八幡神社の夏季の祭典。宵宮祭から始まり、神楽など、3日間催しが続きます。

▼7月18日(金) 宵宮祭

▼7月19日(土)

18時～ 子ども・岩戸神楽

▼7月20日(日)

17時～ 大祓式

18時～ 子ども・岩戸神楽

相談

7月の消費者相談

消費者の皆さん、

困っていませんか

特殊詐欺や悪質商法により被害にあう人が絶えません。悪質業者はいろいろと新しい

手口で、高齢者や若者を狙ってきます。困ったときは早めにご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 2日(水)・9日(水)

16日(水)・23日(水)・30日(水)

※時間はいずれも10時～16時

▼場所 市民生活課内 相談室

▼問い合わせ 市民生活課

☎0972(82)2008(直通)

★8月の相談日(予定)

6日・20日・27日

(いずれも水曜日)

無料法律相談

★毎月第4木曜日

県司法書士会では、相続、遺言または空き家・消費者問題・借金等のトラブル、認知症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。お気軽にご相談ください。(要予約)

▼日時 7月24日(木)

13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ

津久見市役所 市民生活課
☎0972(82)2008(直通)

※相談者の方で、車をご利用の際は、市営グラウンドに駐車をお願いいたします。

不動産のもめ事で困っていませんか?

(公社)大分県宅地建物取引業協会白津支部では、宅地建物の取引や借家に関する相談所を開設いたします。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

▼日時 7月14日(月)

10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室

▼問い合わせ (公社)大分県宅地建物取引業協会白津支部

☎0972(62)5676

行政相談

毎日の暮らしの中で、道路や年金など役所の仕事については分からないことや困ったことはありませんか。総務省では、このようなご相談に応じています。ご相談は、電話、インターネットなどでお受けします。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ 総務省大分行政監視行政相談センター

☎097(533)1100

7月の納税

(保険料を含む)

- 固定資産税 ②
- 国民健康保険税 ②
- 介護保険料 ①
- 後期高齢者医療保険料 ①

津久見市内職業別求人情報

(令和7年6月10日現在)

職業分類	求人数	
	フルタイム	パート
事務・管理職	20	6
営業・販売	12	11
接客・理美容・調理・サービス	7	23
介護・福祉	20	14
保育・教育	0	3
医療・看護・保健	19	17
製造・修理・保全・検査・印刷	59	7
技術職(建設・開発・IT)・専門職	24	0
建築・土木・電気工事	60	1
警備・施設管理・設備運転	26	7
運輸(運転)・配送	18	12
清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業	18	13
農業・林業・漁業	4	0

※1台分の駐車スペースが会議棟横にあります。空いていない場合は市役所グラウンドに駐車してください。窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行

●問い合わせ/津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609(開庁時間 9時30分～17時)



市民図書館「新刊案内」

- ☆人よ、花よ、(上)・(下).....今村 翔吾
- ☆それいけ!平安部.....宮島 未奈
- ☆棺桶も花もいらぬ.....朝倉 かすみ
- ☆復讐の準備が整いました.....桜井 美奈
- ☆ミス・パーフェクトの憂鬱.....横関 大
- ☆認知症の人の気持ちと行動がわかる本... 講談社
- ☆文化財に泊まる.....偏愛 はな子
- ☆みんなのコンビニ栄養学... 濱 裕宣・赤石 定典

この他にも、週1回のペースで新しく本が入ります。市民図書館にぜひお越しください。「津久見市電子図書館」もご利用ください!

※ご利用には、市民図書館の「利用カード」と「パスワード登録」が必要です。

●問い合わせ/市民図書館 ☎0972-85-0080



土地家屋調査士の日 無料相談所開設のお知らせ

大分県土地家屋調査士会では、市民サービスの 일환として、無料相談所を開設いたしますので、お気軽にご利用ください。

▼日時 7月31日(木)
10時～15時

▼場所 市役所 会議棟会議室
▼相談担当者
大分県土地家屋調査士会会員

▼相談内容

- ①土地境界に関する相談
- ②土地の登記(分筆・合筆・地目変更等)に関する相談
- ③建物の登記(新築・増築・取り壊し等)に関する相談

※詳しくは、当会又は白杵支部までお問い合わせください。

▼問い合わせ
大分県土地家屋調査士会
☎097(532)7709
白杵支部(担当:岩崎)
☎0972(82)3437

お知らせ

子ども食堂

開催のお知らせ

★高齢者、一般の方も是非「来場ください」(事前予約が必要です)

▼日時 7月19日(土)11時～13時

▼場所 津久見市公民館

▼値段
子ども 100円 ※高校生以下
大人 300円

▼メニュー カレーライス(欧風)
※30食限定、要予約(先着順)
▼問い合わせ
☎090(5080)6471(黒木)

令和7年度下水道排水設備工事責任技術者更新

▼日時 11月20日(木)
10時～12時/14時～16時

▼場所 白杵市社会基盤整備・災害支援センター2階
大会議室(白杵市家野1445番2)

▼受講対象者 現在、排水設備工事責任技術者として登録されており、登録有効期間が令和8年3月31日までの者

▼受付期間
8月25日(月)～9月12日(金)
▼受講手数料 5000円
(受講申込者が事前に振替払込書にて払い込みます。)

▼申込み問い合わせ 上下水道課
☎0972(82)9517

バスの車内事故防止についてのお願い

7月1日～7月31日まで走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。また、バスは安全運転に徹

しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまりください。バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和7年度「目と見え方の教育相談会」

視覚に関わる巡回教育相談を行います。

▼日時 8月8日(金)10時～15時

▼会場 白杵市教育委員会(白杵市役所1033会議室)

▼相談内容 家庭での接し方、保育、教育、医療に関すること等

▼相談対象 視覚障がいのある乳幼児・児童・生徒及びその保護者または関係者(保育士、教員等)

▼相談担当 あいサポおおい(大分県立盲学校 教育支援部)

【窓口】小中、甲斐
▼相談申込 希望者は、津久見市教育委員会(☎8219526)へお問い合わせください。

▼申込締切り 7月22日(火)
▼問い合わせ 大分県立盲学校(大分市金池町3-1-75)
☎097(532)2638

ミニ企業説明会の開催

お仕事をお探しの皆さん、津久見市ふるさとハローワークでは、仕事内容や労働条件等について、採用担当者から直接説明を受けられる「ミニ企業説明会」を開催します。お話を聞いてみるだけでも大歓迎です！お気軽にお越しください。

●7月の説明会

日時 7月22日(火)
場所 市役所 会議棟会議室(ハローワーク隣)

●参加事業所・仕事内容

10:00～12:00 **社会福祉法人 白梅福祉会**
→介護職員、正・准看護師、ホームヘルパー
13:00～15:00 **株式会社 F・Cガード**
→交通規制・誘導スタッフ

- ★状況によりお待ちいただく場合があります。
- ★1台分の駐車スペースが会議棟横にございます。ご利用ください。空いていない場合は、従来どおり市役所グラウンドに駐車してください。

●問い合わせ/津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609 ★参加企業随時募集中です!

要支援・要介護認定を受けた方へ 介護保険負担割合証(水色) を送付します

◇対象者は要支援・要介護認定を受けた方です。

◇7月下旬に送付します。

◇申請は不要です。

◇有効期間は、
令和7年8月1日から
令和8年7月31日まで。

◆介護保険サービスを利用する際は、新しい負担割合証をサービス事業所へ提示してください。

●問い合わせ / 長寿支援課
☎0972-82-9533